

○新潟市新潟駅前広場条例 【改正後全文】

昭和57年3月31日条例第5号

改正

昭和58年3月30日条例第20号

昭和60年7月12日条例第47号

昭和62年7月11日条例第43号

平成18年12月21日条例第71号

平成21年3月24日条例第19号

令和4年12月28日条例第49号

新潟市新潟駅前広場条例

(設置)

第1条 本市の都市機能の向上を図り、新潟駅の乗降客の利便に資するとともに、にぎわいと交流の場を創出することを目的として、新潟駅前広場を設置する。

2 新潟駅前広場（以下「広場」という。）の名称及び広場の区域は、次のとおりとする。

名称	広場の区域
新潟駅万代広場	中央区東大通1丁目の一部、同区弁天1丁目の一部、同区花園1丁目の一部
新潟駅南口広場	中央区花園1丁目の一部、同区笹口1丁目の一部、同区天神1丁目の一部
新潟駅高架下交通広場	中央区花園1丁目の一部

3 前項に規定する広場の区域は、市長が告示する。

(入場の制限等)

第1条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広場に入場しようとする者の入場を禁じ、又は広場を利用する者（以下「利用者」という。）の退去を命ずることができる。

(1) 広場の利用の目的又は内容が公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認める場合

(2) 施設又は設備を毀損し、又は汚損するおそれがあると認める場合

(3) 次条の規定に違反した場合

(4) その他広場の管理運営上支障があると認める場合

2 前項の規定により利用者の退去を命ずる場合については、第6条の規定は適用しない。

(行為の禁止)

第2条 **利用者**は、広場においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 施設又は設備を毀損し、又は汚損すること。

(2) ごみ、汚物、土石、竹木等を棄てること。

(3) 球戯、スケートボード、ローラースケート、バイシクルモトクロスその他これらに類する行為をすること。

(4) 前3号に定めるもののほか、市長が**広場の管理運営**上支障があると**特に認める**行為をすること。

(利用の禁止又は制限)

第3条 市長は、広場の損壊その他の理由により、その利用が危険であると認められるとき又は広場に関する工事のためやむを得ないと認められるときは、広場を保全し、又は危険を防止するため、区域を定めて広場の利用を禁止し、又は制限することができる。

(占用の許可)

第4条 広場をバスの発着所、バスの待機所、**バスの案内所**若しくはタクシーの駐車場のために占用しようとする者又は広告物、地下埋設物その他工作物等を設けるために占

用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定による許可を受けた者が、その占用の許可を受けた事項を変更しようとするときは、市長の変更の許可を受けなければならない。

(使用の許可)

第4条の2 広場において、次に掲げる行為をしようとするものは、あらかじめ市長の使用の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売、飲食の提供その他これらに類する行為
- (2) 集会、展示会、音楽会その他これらに類する催しにより、広場の全部又は一部を独占して使用すること。
- (3) 募金、署名活動その他これらに類する行為
- (4) 業として写真又は映画の撮影をすること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める行為

- 2 前項の許可は、その使用の内容が公序良俗に反せず、かつ、広場の管理に支障がないと市長が認める場合に限り、行うものとする。

- 3 第1項の許可を受けたものは、その許可を受けた事項を変更しようとするときは、市長の変更の許可を受けなければならない。

(使用取止めの申出)

第4条の3 前条の規定による許可を受けたもの（以下「使用者」という。）がその使用を取り止めようとする場合は、市長にその旨を申し出なければならない。

(許可の条件)

第5条 市長は、第4条及び第4条の2の規定による許可に広場の管理又はバスの円滑な乗降のため必要な範囲において条件を付けることができる。

(監督処分等)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する利用者、第4条の規定による許可を受けた者（以下「占有者」という。）又は使用者に対して、この条例の規定による許可を取

り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは広場からの退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反している者

(2) この条例の規定による許可に付いた条件に違反している者

2 市長は、広場の管理上又は公益上の理由により特に必要があると認めるときは、利用者、占有者又は使用者に対して前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

(占有及び使用の期間)

第7条 第4条の規定による占有の期間は、別表に定めるとおりとする。

2 第4条の2の規定による使用の期間は、別表に定めるとおりとする。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(占有料等の徴収等)

第8条 市長は、占有者から別表に定める額の占有料を徴収し、使用者から同表に定める額の使用料を徴収する。

2 占有料は、第4条に規定する占有の許可の日から1月以内に徴収する。ただし、その占有の期間が翌年度以降にわたる場合における翌年度以降の占有料については、当該年度分をその年度の始めに徴収する。

3 使用料は、第4条の2に規定する使用の許可をするときに徴収する。ただし、市長は、特別の理由があると認める場合は、別にその使用料の納付期日を定めることができる。

(占有料等の免除)

第9条 市長は、第4条の規定による占有が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、占有料の全部又は一部を免除することができる。

(1) 国若しくは地方公共団体の公用若しくは公共用に供するための占有又は地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業のための占有

(2) 公共の用に供する電気、電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第

117条第1項に規定する総務大臣の認定を受けた者（以下「認定電気通信事業者」という。）の設けるものに限る。）及びガスの事業のための占有

(3) 公共の用に供する通路又は歩廊の設置のための占有

(4) 街路灯又は防犯灯の設置のための占有

(5) 水道管、下水道管及びガス管の各戸引込管並びに電気及び電気通信（認定電気通信事業者の設けるものに限る。）の各戸引込電線路の設置のための占有

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める占有

2 市長は、第4条の2の規定による使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(1) 市による公用又は公共用に供するための使用

(2) 市と他の団体が共催する公益的事業であつて、市長が特に必要があると認めるものに係る使用

(3) 前2号に掲げるもののほか、事業の公益性その他の事由を勘案して市長が特に必要があると認める使用

（占有料等の不還付）

第10条 既納の占有料は還付しない。ただし、第6条第2項の規定により占有の許可を取り消したときは、その翌月分以降の占有料を還付することができる。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用料の全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者がその責めに帰すことのできない理由によつて広場を使用できなかつた場合

(2) 使用者が規則で定める日までに第4条の3の規定による使用の取止めの申出をした場合

(3) 第6条第2項の規定により使用の許可を取り消された場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認める場合

(延滞金の徴収等)

第11条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項の規定により督促を受けた者が占用料を納付しないときは、督促状の指定する期限までに納付されない占用料の額に、その納期限の翌日から納付までの期間の日数に応じ、年14.6パーセントの割合を乗じて得た額に相当する延滞金を加算して徴収する。ただし、その占用料の額が2,000円未満であるとき、又はその延滞金の額が1,000円に満たないときは、この限りでない。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

3 市長は、納期限までに占用料を納付しなかつたことについてやむを得ない理由があると認めるときは、第1項に規定する延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(その他)

第12条 この条例に定めるもののほか、広場の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和57年5月20日から施行する。

別表（第7条、第8条関係）

(1) 占用

占用の区分	単位	占用料の額	占用の期間
バスの発着所及びバスの待機所	1平方メートル	年額 3,040円	3年以内
バスの案内所	新潟市財産条例（平成25年新潟市条例第5号）別表の4の項の規定の例による。		3年以内
タクシーの駐車場	1平方メートル	年額 1,830円	3年以内

その他の占用	新潟市道路占用料条例（昭和47年新潟市条例第5号）に規定する占用料の例による。	その都度市長が定める期間
--------	---	--------------

備考 バスの発着所、バスの待機所及びタクシーの駐車場にあつては、次に定めるところによる。

- 1 占用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、これを1平方メートルとして計算する。
- 2 占用期間に1年未満の端数があるときは、月割をもつて計算する。この場合において、1月未満の端数があるときは、これを1月として計算する。

(2) 使用

使用の区分		単位	使用料の額	使用の期間
南 口	業として写真又は映画の撮影をすること。	1月	1,600円	その都度市長が定める期間
中 央 広 場	物品の販売、飲食の提供その他これらに類する行為	1日	13,500円	7日間以内
	集会、展示会、音楽会その他これらに類する催し			
	その他市長が別に定める行為			
その他の施設の使用		1日	3,300円	7日間以内

備考

- 1 使用の時間は、午前8時から午後9時までとし、搬入又は搬出のための時間もこれに含むものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 使用料の額が月額で定められている場合に係る使用期間に1月未満の端数があるときは、これを1月として計算する。
- 3 上表中日額で定められている南口中央広場の使用料の額は、南口中央広場の面積に対する使用に係る面積の割合に応じ、その割合が4分の1を超え2分の1以下であるときは上表に定める額の2分の1に、4分の1以下であるときは上表に定める額の4分の1に相当する額とする。この場合において、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 4 **広場**の附属設備に係る使用料については、実費等を勘案して市長が別に定める。